

(その他)四万十市におけるご利用時の注意事項

●Haratteの利用に関する注意点（紙の請求書について）

紙での請求書も、これまでどおり受付いたします。ただし、事業者様と市の双方の業務効率化などの観点から、可能な限りHaratteの利用をご検討いただけますようお願いいたします。

●Haratteを利用できない書類に関する注意点

- ①上下水道課・市民病院への請求には対応していないため、ご注意ください。
- ②工事請負費・補助金等、市において請求書の様式が規定されているものは、Haratteをご利用いただけないため、従来の方で請求をお願いいたします。（Haratteを利用可能かご不明な場合は、担当課へご確認ください。）
- ③Haratteサイトで作成できる様式以外の提出書類については、従来の方でのご提出をお願いいたします。

●請求書・納品書を誤提出した場合の注意点

「誤った記載内容の請求書を提出した」「請求書の内容は正しいが提出先を誤った」等の場合は、請求書等を再作成し、再度提出をお願いします。
なお、再提出した際には、誤って提出した宛名部署へ修正内容について電話連絡をお願いします。